

2015 年日本政府年次報告
「商業及び事務所における衛生に関する条約」(第 120 号)
(2010 年 6 月 1 日～2015 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

前回までの報告中、
「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」
を
「行政執行法人の労働関係に関する法律」
に改める。

前回までの報告中、
「特定化学物質等障害予防規則」
を
「特定化学物質障害予防規則」
に改める。

前回までの報告に以下の事項を追記する。

「石綿障害予防規則(2005年厚生労働省令第21号)」(別添1)

2. 質問 II について

[第1条関係]

(1)(2)について、前回までの報告中、

「国家公務員法第2条第4項及び同法付則第16条により、一般職に属するすべての国家公務員(国営企業に勤務する職員を除く)が本条約の適用を受ける。」

を

「国家公務員法第2条第4項及び同法附則第16条により、一般職に属する全ての国家公務員(行政執行法人の職員を除く)が本条約の適用を受ける。」

に改める。

(2)(3)について、前回までの報告中、

「国営企業労働関係法第2条及び同法第40条により、国営企業に勤務する職員については、労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、本条約の適用を受ける。」

を

「行政執行法人の労働関係に関する法律第2条及び同法第37条により、行政執行法人の職員については、労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、本条約の適用を受ける。」

に改める。

前回までの報告に、以下の事項を追記する

「また政府は、国営企業である印刷企業を特定独立行政法人とする法案、国営企業である造幣事業を特定独立行政法人とする法案及び国営企業である郵政事業を日本郵政公社とする法案を2002年の国会に提出した。独立行政法人国立印刷局法及び独立行政法人造幣局法は2002年4月26日に、日本郵政公社法は同年7月24日に可決成立し、いずれも2003年4月1日より施行された。」

これに伴い、「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」の名称が「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に変更された。

政府は、国有林野事業について、企業的な運営ではなく一般行政事務として実施すること等を内容とする「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」を 2012 年に国会に提出した。この法律は同年6月 21 日に成立し、2013 年4月1日より施行された。

上記法律において、国有林野事業の職員については、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の適用対象から外れ、国家公務員法を全面的に適用することとされた。これにより、我が国において国営企業が存在しなくなったことから、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」の名称が「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に変更された。

また、政府は、独立行政法人について、法人内部のガバナンスの強化等を内容とする「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」を 2014 年に国会に提出した。

法律において、「特定独立行政法人」の名称が「行政執行法人」に変更されることから、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」の名称が「行政執行法人の労働関係に関する法律」に変更された。なお、特定独立行政法人の名称は変更されるものの、その職員の労働関係に変更はない。」

〔第 7 条から第 19 条〕

前回までの報告中、

「一般職の地方公務員」

を

「一般職の地方公務員及び行政執行法人の職員」

に改める。

〔第 16 条〕

前回までの報告中、

「(2) 一般職の国家公務員については、地下及び窓のない建物についても同様に人事院規則の適用がある。

また、人事院規則 10-4 の運用通知により、各省各庁の長は酸素欠乏症等防止規則の規定の例による措置（地下室に係るもの）を講じなければならない（人事院規則 10-4 第 16 条）」

を

「(2) 一般職の国家公務員については、地下及び窓のない建物についても同様に人事院規則 10-4 の適用がある。

また、各省各庁の長は、有害な業務に従事する職員等について、人事院の定める健康障害を防止する措置を講じなければならないこととされており（人事院規則 10-4 第 16 条）、運用通知により、各省各庁の長は酸素欠乏症等防止規則の規定の例による措置（地下室等に係るもの）を講じなければならないこととされている。」

に改める。

〔第 17 条〕

前回までの報告中、

「(2) 一般職の国家公務員については、各省各庁の長は、有害な業務に従事する職員等

について、人事院の定める健康障害を防止する措置を講じなければならないこととされており（人事院規則10-4第16条）、細目については、運用通知により、これらの措置は、労働安全衛生規則第3編第1章及び第2章、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則等の規定の例による措置とされている。」

を

「（2）一般職の国家公務員については、各省各庁の長は、有害な業務に従事する職員等について、人事院の定める健康障害を防止する措置を講じなければならないこととされており（人事院規則10-4第16条）、細目については、運用通知により、これらの措置は、労働安全衛生規則第3編第1章及び第2章、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則等の規定の例による措置とされている。」

に改める。

前回までの報告中、

「更に、作業の様態に応じて、有機溶剤中毒、鉛中毒、四アルキル鉛中毒、特定化学物質等障害、電離放射線障害、酸素欠乏症等に関し、その予防又は防止にかかる措置を講じなければならないこととされている（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒規則、特定化学物質等障害予防規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則）。」

を

「更に、作業の様態に応じて、有機溶剤中毒、鉛中毒、四アルキル鉛中毒、特定化学物質等障害、石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務等における石綿へのばく露、電離放射線障害、酸素欠乏症等に関し、その予防又は防止にかかる措置を講じなければならないこととされている（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒規則、特定化学物質等障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則、酸素欠乏症等防止規則）。」

に改める。

〔第19条〕

前回までの報告中、

「（2）一般職の国家公務員については、各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならないこととされており（人事院規則10-4第15条）、細目については、運用通知により、これらの措置は、労働安全衛生規則第3編第9章、事務所衛生基準規則等の規定の例による措置とされている。」

を

「（2）一般職の国家公務員については、各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならないこととされており（人事院規則10-4第15条、第29条）、第15条の細目については、運用通知により、これらの措置は、労働安全衛生規則第3編第9章、事務所衛生基準規則等の規定の例による措置とされている。」

に改める。

[2010年条約勧告適用専門家委員会のダイレクト・リクエスト]について

・中小企業の労使協議について

条約第5条に基づく協議とは直接関係はないが、労働者数50人未満の小規模事業場については、安全・衛生委員会の設置は義務付けていないが、事業場における労働災害を防止するため、労働安全衛生規則第23条の2の規定に基づき、安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けることが義務づけられている。

これにより、安全・衛生委員会の設置によらずとも、労使が協力して、安全・衛生に係る問題を調査審議することが可能と考える。

このため、安全・衛生委員会の設置の有無にかかわらず、事業場における労働者の安全又は衛生の確保については、法令上規制されているところであり、その適正な実施を確保するため、必要な指導・監督に努めているところである。

なお、条約第5条に基づく協議については、これまで報告しているとおり、労働政策審議会（労働者を代表する者及び使用者を代表する者がそれぞれ委員となっている）において、本条約に関連する法令である労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれらに基づく命令の制定及び改廃の内容について審議が行われている。

3. 質問Ⅲについて

2015年3月31日現在、労働基準監督署の数は321署及び4支署、労働基準監督官の数は3,954名となっている。

労働基準監督官がその権限に基づいて行った臨検監督において労働安全衛生法第13条、第22条及び第23条に関する違反が認められた場合には、是正勧告を行い、法違反を是正させている。また、重大・悪質な事案に対しては司法警察員として犯罪捜査を行い、送致している。

4. 質問Ⅳについて

報告すべき特段の事項はない。

5. 質問Ⅴについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

○石綿障害予防規則（2005年厚生労働省令第21号）（抄）

第二節 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。